

地方自治を踏みにじる指示権の拡大を含む地方自治法改正に 反対する意見書（案）

地方自治体への国の指示権を拡大する地方自治法改正案が国会で審議されています。

この法案の最大の問題は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国が地方自治体に広範な指示権を発動できるようになることです。

法案は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定により、自治体に指示を出し義務を課せようとする内容です。

しかし「その他」「これらに類する」など、法案の「重大な事態」の範囲はきわめて曖昧なうえ、その「おそれがある場合」も含まれます。対象は災害や感染症に限らず、戦争やテロなどの「おそれ」があると判断した場合にも広げられ、国が自治体に指示権を発動し従わせていくことも想定されます。その判断はすべて政府にゆだねられ、国会にも諮らず恣意的に運用される危険性があり、日本弁護士連合会や専門家からも懸念の声があがっています。

憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と住民の意思にもとづく「住民自治」を保障しています。しかし、改正案は、これらを踏みにじて、自治体の方針に反して自治事務に介入する権限を国に与えようとするものであり、地方自治体の自主性・自立性を侵害するものです。

よって本市議会は、地方自治を踏みにじる指示権の拡大をふくむ地方自治法改正案に反対し、法案の廃案を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、意見書を提出します。

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿